

公益目的通報の調査結果(令和8年1月21日報告分)について(公表)

このたび、三田市公益目的通報者保護条例に基づく公益目的通報に対する調査結果が報告されましたので、同条例第11条第5項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

1 通報日 令和7年9月21日

2 通報形態 電子メール

3 通報内容

三田市消防本部では、平成8年度頃から、タイムカードに終業時刻を打刻させた上で時間外勤務を命ずる、仮眠時間であるにもかかわらず業務に従事させる、隔日勤務者（当日の午前9時から翌日の午前9時まで勤務する職員）に午前9時を経過しても業務に従事させるなどの悪質な方法により、時間外勤務手当を支払わずに時間外勤務に従事させること（サービス残業）が黙認されている。

4 調査結果

本件通報は、三田市消防本部の各課において、様々な態様でサービス残業が強要されてきたことを指摘するものである。

そこで、行政監察員において、本件通報で挙げられている具体例の中でサービス残業を命じられたとされている職員A～職員Gの出勤簿を確認した上、職員A～職員G並びに過年度及び本年度の消防署予防係員を対象に、本件通報に係る事実（タイムカードを打刻させられた上での業務遂行、始業時刻前における朝礼及び業務の引継ぎの実施、仮眠時間における事務作業への従事、午後5時30分から午後5時45分間の業務遂行及び終業時刻後における終礼の実施）の有無等について、文書による照会を実施した。

しかし、業務の都合で始業時刻前に朝礼や引継ぎを行ったことがある、終礼が長引き、終業時刻を若干経過したことがある等の回答が一部に見られたものの、違法な時間外勤務命令を裏付ける、又はその存在を推認させる客観的な情報は得られなかった。

以上のとおり、行政監察員の調査によっても、本件通報で指摘されている事実を確認することはできなかった。よって、本件通報に係る違法行為等を認定することはできない。

5 その他

(1) 調査結果を踏まえた市の見解と対応

本庁では、働き方改革の取り組みにより、窓口時間の見直しを行い、業務時間内に朝礼や終礼を行うとともに業務の引継ぎも行っている。消防本部においても、時間内に業務の引継ぎを行っているが、さらに署員が働きやすく風通しのよい職場づくりに努める。

(2) 結果の公表等

記者提供、議会提供、ホームページで概要を公表